〇那智勝浦町豊かな水資源保全基金設置条例
平成11年３月23日条例第12号
那智勝浦町豊かな水資源保全基金設置条例

（目的）
第１条　水源涵養林の保全、育成等に必要な財源を確保し、貴重な水資源を将来にわたり、豊富かつ安全に供給することを目的として、那智勝浦町豊かな水資源保全基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）
第２条　基金は、当該年度の予算で定める額及び前条の目的のための寄附金等を積立てるものとする。

（管理）
第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他、確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

２　基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（基金から生ずる収入）
第４条　基金から生ずる収入は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

（基金の処分）
第５条　基金は、次の各号の一に該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。
（１）　第１条の目的達成のため必要なとき。
（２）　第１条の目的が消滅したとき。

（委任）
第６条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則
この条例は、平成11年４月１日から施行する。

附則（平成13年３月19日条例第３号）
この条例は、平成13年４月１日から施行する。